

7 感対第 1547 号
令和 7 年 10 月 31 日

各指定地方公共機関の長様

愛知県保健医療局長

新型インフルエンザ等対策の実施に関する業務計画の変更について
(依頼)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、令和 7 年 6 月 6 日付け 7 感対第 648 号で通知したところです。

指定地方公共機関におかれましても、同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下、「業務計画」という。）の見直しを行う必要があります。

つきましては、別紙をご参照のうえ、必要に応じて現行の業務計画の修正等を行っていただきますようお願いします。

なお、修正後は同法第 9 条第 3 項に基づき、下記により報告をお願いします。

記

1 提出先

愛知県感染症対策課

メール kansen-taisaku@pref.aichi.lg.jp

2 提出期限（目安）

令和 8 年 7 月頃

3 その他

修正しない場合も、別添 1 「チェックリスト」を提出してください。

担 当 感染症対策課

新興感染症グループ（永井）

電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 7 4 8 6

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定と指定地方公共機関における 新型インフルエンザ等対策に係る業務計画の改定について

1. 愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

	従来	改定後
対象疾患	新型インフルエンザ	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症
対策項目	6 項目	13 項目
時期区分	・ 未発生期 ・ 海外発生期 ・ 国内発生期 ・ 国内感染期 ・ 小康期	有事の際の対応策を整理し、準備期（平時）の取り組みの充実を図るものとする。 全体を以下の 3 期に分けて記載 ・ 準備期 ・ 初動期 ・ 対応期

※詳細は愛知県ホームページ

「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要について参照

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansen-taisaku/koudou-plan.html>

2. 業務計画の変更（指定地方公共機関に行っていただきたいこと）

指定地方公共機関における業務計画の変更について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 9 条第 1 項により、都道府県行動計画に基づき作成するものとなっております。県行動計画の改定に伴い、新型コロナウイルス対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討をお願いします。こうした検討の結果や DX の推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しをお願いします。

- （１）業務計画の修正を行った場合は、その旨を愛知県知事に報告（報告文及びチェックリスト、計画全文の提出）するとともに、関係機関都道府県知事及び関係市町村長に通知する。※１
- （２）業務計画の修正を行わない場合についても、別添 1 「業務計画作成チェックリスト」を確認し、記載事項をチェックして提出する。
- （３）指定地方公共機関において業務計画の要旨を公表 ※２
- （４）必要に応じて、BCP（業務継続計画）を見直し ※３

※１ 市町村の連絡先については愛知県感染症対策課へお問い合わせください。

※２ ホームページ等による公表を想定。

※３ 県へ報告等の必要はありません。

3. 業務計画改定の参考資料

①内閣府内閣感染症危機管理統括庁による指定公共機関への説明会資料

別添2 参照

②愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画における指定地方公共機関に関する内容（抜粋）

別添3 参照

③愛知県知事への報告文例

別添4 参照

【参考】新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画）

第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。

2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項

二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第七条第八項（*）の規定は、業務計画の作成について準用する。

6 前三項の規定は、業務計画の変更について準用する。

*特措法第七条第八項

都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。